

平成30年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成30年10月16日(火) 午後2時～午後4時
- 2 場 所 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 齋藤 友之 会長 廣澤 健一 委員
池田 妙子 委員 松本 敏雄 委員
佐伯 鋼兵 委員 門真 宏治 委員
根本 淑枝 委員 渡辺 浩志 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 人事部参事兼職員課長 外5名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務課長 外1名
- 4 欠席者 宇佐見 香代 委員
山崎 昇一 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
 - (1) 事務局等職員の紹介
 - (2) 総務局長挨拶
 - (3) 会長挨拶
 - (4) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (5) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会
- 8 審議内容
 - (1) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 会議資料のP4「民間給与の調査」について、4,000人を対象とし、120事業所が調査対象となっているが、もう一度この部分について詳しく教えていただきたい。

⇒ 市人事委員会が実施している民間給与の調査については、5月1日から6月18日にかけて、国の機関である人事院、都道府県及び他の政令指定都市等の人事委員会と共同で実施し、本市であればさいたま市内にある民間事業所を対象に調査している。

本市で対象となる事業所は、正社員が50人以上の事業所で、市内では、465事業所あるうちから、無作為に抽出した120事業所を調査対象としている。

120事業所の従業員で事務・技術の3,929人及び医療・教育等の445人の従業員の4月分給与を調査し、ラスパイレス比較している。

具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。

調査の結果として、較差としては民間が公務員より64円(0.02%)下回ったものの、わずかな差であることから、月例給の改定は行わないこととされたところである。

- ・ 民間給与調査の無作為抽出による120事業所は、毎年度入れ替わっているのか。入れ替わっているのであれば、例えば、規模の大きい事業所が入るか入らないかで、年度によって調査対象の母集団が大きく変化し、連続性という点ではどうなのかと懸念している。

⇒ 年度によって入れ替わっている。

- ・ 資料の表現上の問題かと思うが、P4からの「一般職職員の給与の改定の仕組み」の一連の説明資料の中で、P5の③「民間給与との較差に基づく給与改定の決定」とあるが、給与がこの時点で「決定」という表現は早いのではないかとと思われる。例えば、勧告額を決めるといった表現の方がわかりやすいのではないか。

- ⇒ ご指摘のとおり、P 4は人事委員会が給与改定にかかる勧告内容を決定する段階を説明する資料である。給与改定の流れからすると、この部分は勧告を受け議会で給与改定が議決されるまでの間であると考えられる。
- 資料P 3で、国指定職の月例給のデータが載っていないのは、何か趣旨があつてのことなのか。
⇒ 本審議会においては、特別給については、国の指定職職員の支給月数をみているが、月例給については、本市一般職職員の月例給の累計値の方を参考としているため載せていない。
 - 資料P 27の「さいたま市議会議員の所得分布」にある金額と、P 20の「市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較」で掲載されている金額の差異について教えてほしい。
⇒ P 27の金額については、収入から必要経費等を控除した後の所得金額となっており、P 20の報酬は所謂収入金額で示したものととなっている。
 - 本市の市長・副市長の退職手当の支給割合が、 $50/100 \cdot 33/100$ とそれぞれなっているが、その根拠について教えてほしい。
⇒ 市長・副市長の退職手当の支給割合は、3市合併によりさいたま市が誕生した際、旧3市の水準を踏まえ、市長 $50/100$ 、副市長 $35/100$ としていた。その後平成15年4月1日に政令指定都市に移行したことを契機として、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等全般について、他の政令指定都市との均衡を考慮した水準・制度に見直すべきとの機運が高まり、平成16年に本審議会で審議された結果、平成16年7月1日から市長 $60/100$ 、副市長 $40/100$ に引き上げることとなった。しばらくそのまま推移してきたが、平成25年度から平成27年度にかけて実施した一般職職員の退職手当の支給水準の引下げを受け、本審議会から一般職職員に準じた支給割合の引下げを行うべきとの答申をいただいたため、平成28年4月1日付けで現行の支給割合への改定を行ったところである。
基本的には、政令指定都市における平均的な水準を目指して設定されたものと言えるのではないかと考えている。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・副市長の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

【各委員の意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

- ① 一般職の給与改定を踏まえた、月例給及び特別給の改定の必要性について

《月例給・特別給について》

- ・ 月例給については、一般職職員の給与改定率の累計値が0.45%で昨年度と変わらないことから、据え置くことが適当と考える。

特別給については、職責に応じた給与・報酬の妥当性という論点を敢えて脇に置いて、一年金生活者の視点で率直に申し上げると、市長・副市長及び市議会議員の年収は現状でもかなり高い水準にあるように思う。限られた予算は、そのような方々の特別給を更に引き上げることよりも、社会保障を充実させることのためにできる限り使って欲しい。したがって、今回は据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給については、一般職職員が今年度据置きであることを踏まえ、据え置くことが適当と考える。

特別給については、昨年度引き上げたばかりなので、据え置くことが適当と考える。

なお、市議会議員の議員報酬の額については、政令指定都市の平均水準よりも低いように思われ、将来的には見直す必要があるのではないかと感じている。

- ・ 市長・副市長及び市議会議員の年収が政令指定都市のなかで平均的な水準にあることを踏まえると、税収が厳しく、社会保障経費が増加していると言われている状況下でこれ以上給与を引き上げるとは市民感覚としては受け入れがたいように思う。したがって、月例給・特別給ともに据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給については、一般職職員の給与改定率の累計値を見て改定の可否を判断してきたこれまでの考え方や今年度の一般職職員の改定動向を踏まえ、据え置くことが適当と考える。

特別給については、昨今の民間企業の流れとして、賃上げをいわゆるベアよりも賞与に反映させるといった動向も見受けられることから、問題提起も含め、引上げ改定を提案したい。ただし、利益を上げることが大前提となる民間企業と地方自治体とは賞与を取り巻

く状況・環境が異なるため、どのように考え方を整理すればよいか悩ましいところだと思う。

- ・ 月例給については、厳しい財政事情のなかで、今後老朽化した公共施設の建替え等様々な行政需要に対応していかなければならないこと等を考慮し、据え置くことが適当と考える。

特別給については、市民からの負託に応えるべく日々奮闘している特別職の皆さんの頑張りに報いるため、引上げ改定を行うことが適当と考える。

- ・ 従来の考え方を踏襲し、給与水準を安定的に推移させていくことも大切だと考えるため、これまでの審議経過を踏まえ、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 今年の春闘は、一部残念な結果となったところがあったものの、概ねかなり良好な結果であった。特別給についても、業態による差はあるものの概ね伸びている。このような状況を踏まえると、月例給・特別給ともに引上げ改定が適当と言いたいところだが、月例給が据置きとなる一般職職員との均衡も考慮しなければならないので、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 月例給については、本市の人事委員会勧告による一般職職員の改定動向を踏まえ、据え置くことが適当と考えられる。

特別給については、国家公務員において特別給の引き上げを求める人事院勧告がここ数年続いていること及び会議資料から本市の市議会が比較的活発に活動していると認められることなどから、引上げ改定を行うことが適当と考える。

- ・ 月例給については、来年度の消費税増税もあり、もう少し様子を見ないと景気が回復しているとは言い難い状況であり、据え置くことが適当と考える。

特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。

② 市長・副市長の退職手当の支給割合について 《退職手当の支給割合について》

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、現状では据え置くことが適当と考える。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、今回は据え置くことが適当と考える。

ただし、4年という短い任期のなかで職務を遂行する市長・副市長の退職手当は、採用から定年退職まで長い勤続期間が想定される一般職職員のそれとは別物として扱うのが適当と思われる。市長・副市長等の特別職の退職手当を廃止・縮小する団体が始めているという昨今の情勢や本市の財政事情等を考慮し、将来的には水準の引下げ等を検討する必要があるように感じている。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、一生懸命頑張っていたことに報いるという観点から、据え置くことが適当と考える。

ただし、市長・副市長と一般職職員とではそもそも退職手当の算定基礎となる給料月額の水準が全く異なるため、一般職職員の改定動向を考慮して支給割合を検討するという今回の議論には自分も違和感があることを申し添えたい。また、民間企業と地方公共団体とでは退職給付の原資が異なる（前者は自分達が稼いだもの、後者は税金）ため、民間企業と比較して水準を検討することについても疑問に思うところがある。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、特別給の改定において国の指定職職員の改定状況に歩調を合わせていることを踏まえ、同様に国の指定職職員の改定状況を考慮するのが合理的だと思われる。今回は、国の指定職職員が引下げの改定を行ったとのことなので、同様に引下げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、据え置くことが適当と考える。

ただし、市長・副市長の退職手当については、4年の任期ごとに支給されるものであることを踏まえるととても高いという市民感情があることもまた事実なので、社会情勢を踏まえて引下げを検討すべきという意見も一理あるように思う。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、他の政令指定都市において一般職職員に追随する形で引下げを行ったところが一定程度あること等を踏まえ、引下げの改定を行うことが適当と考える。
- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合は、一般職職員の改定動向とは切り離して論ずべきものと認識しており、今回については、他の政令指定都市の状況、国における指定職職員の改定動向等を総合的に勘案し、据え置くことが適当と考える。
- ・ 退職手当については、引き下げるだけの根拠が乏しいため据え置くことが適当と考える。
- ・ 退職手当については、政令指定都市の平均と均衡しており、引き下げる理由もないため据え置くことが適当と考える。

(5) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、月例給については全員一致で「据え置くことが適当」との意見であり、特別給（期末手当）については意見が分かるところもあるが「引上げの改定を行うべき」という意見が過半数を占めている。したがって、反対意見も併記しつつ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とする。

また、退職手当については、意見が分かるところもあるが「据え置くことが適当」という意見が過半数を占めていることから、こちらについても反対意見も併記しつつ、市長等の退職手当については「据え置くことが適当」とする。

なお、報告書を作成する際は、特別給の引上げに伴う委員の懸念事項については、報告書に付記する形で市長に報告することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。